

入札公告（説明書）

令和6年9月18日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 松坂 敏博

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和6年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	関越自動車道 入間川橋床版取替工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 松坂 敏博
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札または郵送入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	参考積算条件書の掲載	「有」
1-13	見積活用方式の有無	「有」
1-14	その他	当該工事の「見積活用方式」、「入札に必要な書類の作成等」、「単価協議」及び「契約時の契約書の作成」については、共通入札公告（別紙）のとおりとする。

2. 入札手続き日程

入札公告日		令和6年9月18日
2-1	審査基準日	本書2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年10月18日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年10月18日 16時00分まで ※共通入札公告2-3に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 「電子入札の場合」 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>「郵送入札の場合」 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）</p>

2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和6年10月31日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年1月29日 16時00分 ※共通入札公告2-3-5. (3)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合は、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、正1部、副3部を提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備のある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、入札に参加することができないものとする。</p> <p>【提出書類】 (1) 技術提案意思確認書（様式一提案1） (2) 技術提案書（様式一提案2） (3) 工事工程表（様式一提案3、様式別添1、2）</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和7年2月13日から令和7年3月7日までを予定</p> <p>【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、技術提案意思確認書（様式一提案1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。</p>
2-8	改善技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年3月24日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-6に示す技術提案書の提出方法と同じ</p>
2-9	技術提案書の採否通知日	令和7年4月17日を予定

2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年3月24日 16時00分</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 (1) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） 単価表の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m²」の場合は「m2」、「m³」の場合は「m3」と記載し、提出すること。 (2) 参考見積書（様式3、4-1、4-2、4-3-1、4-3-2）</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和7年5月7日から令和7年6月4日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和7年6月16日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ</p>

2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年7月30日 16時00分 ※共通入札公告2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>なお、入札時に提出する単価表は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり）</p> <p>【提出方法】 「電子入札の場合」 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を別途、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p>「郵送入札の場合」 【提出書類】に記載の書類を、入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17]に従い、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） 単価表の単位表記は、「l」の場合は「L」、「m^2」の場合は「m^2」、「m^3」の場合は「m^3」と記載し、提出すること。 (3) 総合評定値通知書（経審）の写し (4) 入札ボンド</p>
2-14	開札日時	令和7年7月31日 10時00分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和7年7月15日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時まで提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日（休日を含まない）以内

2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	<p>本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告2-5-11に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。</p> <p>【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p> <p>【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本 関東支社 技術部受付</p> <p>【貸与方法】 本書1-4に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。</p> <p>【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告2-5-11.(5)及び(6)を参照のこと。</p>
2-19	資料の掲載 (参考積算条件書)	<p>【掲載資料】 ・参考積算条件書 参考積算条件書とは、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。</p> <p>【掲載場所】 弊社HPの当該工事名_案件情報_その他情報に掲載。</p> <p>【掲載日】 令和7年7月15日を予定</p> <p>【その他注意事項】 (1) 参考積算条件書は、入札参加者が入札書類を作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って請負契約上の拘束力を生じるものではない。 (2) 本資料に掲載の単価についての質問・問合せには応じられない。 (3) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 (4) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 (5) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。</p>

競争参加資格要件等一覧表

※特定JVの構成員の各組合せに応じた競争参加資格要件については、別添2「競争参加資格要件早見表」を参照すること。

工事件名		関越自動車道 入間川橋床版取替工事			
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式			
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	高度技術提案型		
	評価値の算出方法	除算方式			
	見積活用方式の有無	有			
	入札ボンド	対象			
	履行ボンド	対象			
	JV募集対象	対象			
	審査時期	事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	下記に示すすべての工事種別に係る「令和 5・6 年度競争参加資格」を有する者であること。		
		工事種別	単体の場合	「橋梁補修工事」及び「土木工事」の有資格者	
			特定JVの場合	「橋梁補修工事」の有資格者と「土木工事」の有資格者が構成する特定JV(乙型) ただし、下記1)及び2)を満たす場合に限り、「橋梁補修工事」の有資格者と「土木工事」の有資格者が構成する特定JV(甲型)とすることができるものとする。 1) 特定JVを構成するすべての構成員が「橋梁補修工事」及び「土木工事」の有資格者であること。 2) 特定JVを構成するすべての構成員が同種工事a)及びb)の施工実績を有すること。なお、特定JVの代表者以外の者にあつては同種工事b)を(緩和)b)に代えることができる。	
		等級	単体の場合	橋梁補修工事:Ns、土木工事:Ns	
	特定JVの場合		【乙型の場合】 橋梁補修工事の有資格者: 〔構成員が1者の場合〕Ns 〔構成員が複数の場合〕Ns又はNで構成する2又は3者JV 土木工事の有資格者: 〔構成員が1者の場合〕Ns又はN 〔構成員が複数の場合〕Ns又はNで構成する2者JV 技術提案に基づく工事種別毎の見積額に応じて、共通入札公告の別表2「工事参加者募集・選定表」に示す競争参加資格の区分に該当する経営事項評価点数を付与された者で共同企業体を構成すること。 【甲型の場合】 Ns又はNで構成する2又は3者JV		
	施工実績	対象となる施工実績	単体の場合	平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した、同種工事a)、b)、c)の施工実績をすべて有すること。ただし、同一の工事において有する必要はない。	
			特定JVの場合	平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記1)、2)、3)の施工実績をすべて有すること。ただし、同一の工事において有する必要はない。 また、特定JV(乙型)の場合で各工事種別にて特定JVを構成する場合及び特定JV(甲型)の場合は、すべての構成員が、2者JVの場合は30%以上、3者JVの場合は20%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。 【乙型の場合】 1) 「橋梁補修工事」を施工するすべての構成員が同種工事a)の施工実績を有すること。 2) 「土木工事」を施工するすべての構成員が同種工事b)の施工実績を有すること。 なお、「土木工事」を施工する特定JVの代表者にあつては同種工事b)を、特定JVの代表者以外の者にあつては同種工事b)又は(緩和)b)の施工実績を有すること。 3) 同種工事c)は特定JVのいずれかの構成員が有すれば良い。 【甲型の場合】 1) 特定JVを構成するすべての構成員が同種工事a)及びb)の施工実績を有すること。なお、特定JVの代表者以外の者にあつては同種工事b)を(緩和)b)に代えることができる。 2) 同種工事c)は特定JVのいずれかの構成員が有すれば良い。	
		同種工事		a) 道路橋において、プレキャストPC床版、場所打ちPC床版、RC(中空)床版のいずれかによる床版の新設(プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む)又は取替を実施した工事 b) 土工量(「掘削量又は切土量」又は「盛土量又は埋戻し量」のいずれか大きい方)が10万m ³ 以上の土工工事 c) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可) 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。	
			同種工事(緩和)	b) 土工工事 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。	
		本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 関越自動車道 入間川橋床版取替設計 業務名) 関越自動車道 入間川橋床版取替工事に伴う交通運用検討業務	受注者名) (株)近代設計 受注者名) (株)ネクスコ東日本エンジニアリング
			施工管理業務の受注者	業務名) 関越自動車道 所沢管内土木施工管理業務	受注者名) 三和建設コンサルタンツ(株)
	業務名) 関東支社管内 橋梁施工管理業務			受注者名) (株)拓進工営	
業務名) 令和6年度 関東支社管内 土木工事等積算支援業務	受注者名) (株)施工技術研究所				
その他	-				
継続契約方式の対象	対象外	対象となる後発工事名(その1)			
		対象となる後発工事名(その2)			

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

※特定JVの構成員の各組合せに応じた契約履行要件については、別添3「契約履行要件早見表」を参照すること。

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目	資格要件(1)	単体の場合	主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種(「鋼構造物工事業」又は「土木工事業」)に係る資格を有する者であること。 なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。																																					
		特定JVの場合	構成員毎に配置される主任技術者又は監理技術者は、下記1)及び2)に示すとおり、所属する構成員の工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 【乙型の場合】 1) 「橋梁補修工事」を施工する構成員に所属する主任技術者又は監理技術者が、「鋼構造物工事業」又は「土木工事業」に係る資格を有すること。 2) 「土木工事」を施工する構成員に所属する主任技術者又は監理技術者が、「土木工事業」に係る資格を有すること。 【甲型の場合】 1) 構成員毎に配置される主任技術者又は監理技術者が、「鋼構造物工事業」又は「土木工事業」に係る資格を有すること。																																						
	対象となる施工経験	単体の場合	現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した同種工事a)及びb)の施工経験を有すること。ただし、同一の工事、同一の技術者で有する必要はない。																																						
		特定JVの場合	現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成21年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記1)及び2)の施工経験を有すること。ただし、同一の工事、同一の技術者で有する必要はない。 また、特定JV(乙型)の場合で各工事種別にて特定JVを構成する場合及び特定JV(甲型)の場合は、構成員のうち1者の技術者が施工経験を有すれば良い。 【乙型の場合】 1) 「橋梁補修工事」を施工する構成員に所属する現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、同種工事a)の施工経験を有すること。 2) 「土木工事」を施工する構成員に所属する現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、同種工事b)の施工経験を有すること。 【甲型の場合】 1) 構成員毎に配置される現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、同種工事a)、b)の施工経験を有すること。																																						
配置予定技術者(設計管理技術者及び照査技術者)に求める項目	同種工事	a) 道路橋において、プレキャストPC床版、場所打ちPC床版、RC(中空)床版のいずれかによる床版の新設(プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む)又は取替を実施した工事 b) 土工工事																																							
		ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は資格要件(1)に示す資格を有している者でなければならない。																																							
その他	資格要件(2)	次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。																																							
		<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>技術士</td> <td>総合技術監理部門</td> <td>建設-鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>技術士</td> <td>建設部門</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="3">上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>国土交通省登録技術者資格</td> <td>橋梁</td> <td>計画・調査・設計</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>RCCM</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>特別上級土木技術者</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>上級土木技術者コースA</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>1級土木技術者コースA</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>上級土木技術者コースB</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>土木学会認定土木技術者</td> <td>1級土木技術者コースB</td> <td>鋼・コンクリート</td> </tr> </table>	1	技術士	総合技術監理部門	建設-鋼構造及びコンクリート	2	技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート	3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1			4	国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計	5	RCCM	鋼構造及びコンクリート		6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート	7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート	8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート	9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート	10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB
1	技術士	総合技術監理部門	建設-鋼構造及びコンクリート																																						
2	技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート																																						
3	上記2と同等の能力と経験を有する者※1																																								
4	国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計																																						
5	RCCM	鋼構造及びコンクリート																																							
6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート																																						
7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																						
8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																						
9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																						
10	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																						

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

高度技術提案型				技術評価点(満点)	100点	
評価項目				評価点	配点	履行確認対象項目
共通事項	「工事工程表(概略工程表)」に示す現場作業期間(現場着手日～完了日)「2016日間(標準案)」以内の工事工程			100点	100点	○
技術提案	社会要請	交通の確保	【評価項目①】 床版取替工Aに必要な昼夜連続通行規制期間日数「延500日間」(標準案)の短縮に関する技術提案	10点	50点	○
	社会要請	特別な安全対策	【評価項目②】 供用車線と隣接した施工ヤード(路肩規制、車線規制、固定規制内)での作業における安全性の向上に関する技術提案	5点		
	性能・機能等	性能・機能	【評価項目③】 重交通路線で高速道路のサービスレベルを確保しながら床版取替を行うための床版取替工Aの技術及び施工に関する技術提案	35点		

評価項目	評価基準																																																												
共通事項	<p>評価は、下表の評価基準に基づき行い、評価点は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適</td> <td>要求条件を満たす場合</td> <td>100点</td> </tr> <tr> <td>不適</td> <td>要求条件を満たさない場合</td> <td>参加資格なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項 ① 要求条件を満たすことを示す工事工程表をA3判1頁で提出すること。 ② 工事工程表の作成根拠となる資料として「主要施工能力一覧表」及び「日々工程表」を添付すること。ただし、枚数は問わない。</p>	評価	評価基準	評価点	適	要求条件を満たす場合	100点	不適	要求条件を満たさない場合	参加資格なし																																																			
評価	評価基準	評価点																																																											
適	要求条件を満たす場合	100点																																																											
不適	要求条件を満たさない場合	参加資格なし																																																											
技術提案	<p>評価は、技術提案毎に各評価者が下表の評価基準に基づき行い(採否及び評価点の付与)、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術評価項目の評定点とする。(小数第4位以下切捨て)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>評価項目①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適</td> <td>①短縮日数が最多の者を満点(10点)とし、短縮日数に応じて単純比例で評価点を算出する。 ②上記①は別添「施工条件書」に基づく技術提案とする。他の提案は評価しない。 ③上記①により得られた評価点を項目の評価点として用いる。【小数点第4位以下切り捨て】 ※設定理由の妥当性証明が難しいため (a)満点、零点を定数(ex.100日,10日)としない。 (b)一定短縮日数範囲を同評価(ex.30～50日は一律10点)としない。</td> <td>10,000点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可(評価無)</td> <td>・短縮日数が無い提案である。 ・内容が標準案と同程度の提案である。</td> <td>0,000点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提案無</td> <td>技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。</td> <td>0,000点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不採用</td> <td>技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。</td> <td>0,000点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>評価項目②</th> <th>評価項目③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>内容が具体的に確実な効果が期待できる優れた提案である</td> <td>5,000点</td> <td>35,000点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>良上</td> <td>優と良の中間の提案である</td> <td>3,750点</td> <td>26,250点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>内容が具体的に効果が期待できる優れた提案である</td> <td>2,500点</td> <td>17,500点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>良下</td> <td>良と可の中間の提案である</td> <td>1,250点</td> <td>8,750点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可(評価無)</td> <td>内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>提案無</td> <td>技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。</td> <td>0,000点</td> <td>0,000点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不採用</td> <td>技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項 ① 技術提案書は、評価項目で求めた提案ごとにA4判1頁で記載すること。 提案書を補足する資料としてA3判3頁まで添付できるものとする。 ② 技術提案書に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。 ③ 求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、次のいずれかに該当する場合は、当該技術提案は不採用とする。技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対応するものとする。 (不採用となる事象) ・関連法令に抵触する内容である場合 ・当該工事で採用できない場合 ④ 不採用とした以外のすべての技術提案は履行義務を負うものとする。 ⑤ 次の評価項目については提案数に制限はなく、すべて加点対象とする。 評価項目①、評価項目②、評価項目③ ⑥ 設計図書において「設計図書の変更及び追加」が示されている場合、これらに関する技術提案は評価対象としない。 ⑦ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。 ⑧ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。 ◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い 本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。 なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優れた評価とはしない。 ①別ルートを構築して床版取替工を実現する提案</p>	評価	評価基準	評価点	評価項目①	適	①短縮日数が最多の者を満点(10点)とし、短縮日数に応じて単純比例で評価点を算出する。 ②上記①は別添「施工条件書」に基づく技術提案とする。他の提案は評価しない。 ③上記①により得られた評価点を項目の評価点として用いる。【小数点第4位以下切り捨て】 ※設定理由の妥当性証明が難しいため (a)満点、零点を定数(ex.100日,10日)としない。 (b)一定短縮日数範囲を同評価(ex.30～50日は一律10点)としない。	10,000点		可(評価無)	・短縮日数が無い提案である。 ・内容が標準案と同程度の提案である。	0,000点		提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	0,000点		不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。	0,000点		評価	評価基準	評価点	評価項目②	評価項目③	優	内容が具体的に確実な効果が期待できる優れた提案である	5,000点	35,000点		良上	優と良の中間の提案である	3,750点	26,250点		良	内容が具体的に効果が期待できる優れた提案である	2,500点	17,500点		良下	良と可の中間の提案である	1,250点	8,750点		可(評価無)	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である				提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	0,000点	0,000点		不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。			
評価	評価基準	評価点	評価項目①																																																										
適	①短縮日数が最多の者を満点(10点)とし、短縮日数に応じて単純比例で評価点を算出する。 ②上記①は別添「施工条件書」に基づく技術提案とする。他の提案は評価しない。 ③上記①により得られた評価点を項目の評価点として用いる。【小数点第4位以下切り捨て】 ※設定理由の妥当性証明が難しいため (a)満点、零点を定数(ex.100日,10日)としない。 (b)一定短縮日数範囲を同評価(ex.30～50日は一律10点)としない。	10,000点																																																											
可(評価無)	・短縮日数が無い提案である。 ・内容が標準案と同程度の提案である。	0,000点																																																											
提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	0,000点																																																											
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。	0,000点																																																											
評価	評価基準	評価点	評価項目②	評価項目③																																																									
優	内容が具体的に確実な効果が期待できる優れた提案である	5,000点	35,000点																																																										
良上	優と良の中間の提案である	3,750点	26,250点																																																										
良	内容が具体的に効果が期待できる優れた提案である	2,500点	17,500点																																																										
良下	良と可の中間の提案である	1,250点	8,750点																																																										
可(評価無)	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である																																																												
提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	0,000点	0,000点																																																										
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。																																																												

評価項目	提出書類				補足資料			提出書類 評価対象最大頁数
	提出書類	作成サイズ	評価対象頁数	ファイル形式	作成サイズ	評価対象頁数	ファイル形式	
共通事項	工事工程表	A3判	1頁	PDF	(評価対象としない)			1頁
技術提案	評価項目①	技術提案書	A4判	1頁	A3判	全評価項目に対して 計3頁まで	PDF	6頁
	評価項目②	技術提案書	A4判	1頁				
	評価項目③	技術提案書	A4判	1頁				

競争参加資格要件早見表

別添2

※技術提案に基づく工事種別毎の見積額に応じて、共通入札公告の別表2「工事参加者募集・選定表」に示す競争参加資格の区分に該当する経営事項評価点数を付与された者で共同企業体を構成すること。

	単体 又は 特定JV	構成員	必要とする競争参加資格(1)		必要とする競争参加資格(2)		【特定JV(乙型)の場合】 各工事種別にて特定JVを構成する場 合の代表者 【特定JV(甲型)の場合】 特定JVを構成する場合の代表者	企業が有する施工実績			備考		
			工事種別	等級	工事種別	等級		同種工事					
1	単体	①	橋梁補修工事	Ns	土木工事	Ns		a	かつ	b	かつ	c	
2	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns				a				c	・同種工事cは構成員①②のいずれかが有すれば良い。
		②	土木工事	Ns又はN					b			c	
3	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN			●	a				c	・同種工事cは構成員①②③のいずれかが有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN				a				c	
		③	土木工事	Ns又はN					b			c	
4	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns				a				c	・同種工事cは構成員①②③のいずれかが有すれば良い。
		②	土木工事	Ns又はN			●		b			c	
		③	土木工事	Ns又はN					b	又は	緩和b	c	
5	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN			●	a				c	・同種工事cは構成員①②③④のいずれかが有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN				a				c	
		③	土木工事	Ns又はN			●		b			c	
		④	土木工事	Ns又はN					b	又は	緩和b	c	
6	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN			●	a				c	・同種工事cは構成員①②③④のいずれかが有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN				a				c	
		③	橋梁補修工事	Ns又はN				a				c	
		④	土木工事	Ns又はN					b			c	
7	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN			●	a				c	・同種工事cは構成員①②③④⑤のいずれかが有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN				a				c	
		③	橋梁補修工事	Ns又はN				a				c	
		④	土木工事	Ns又はN			●		b			c	
		⑤	土木工事	Ns又はN					b	又は	緩和b	c	
8	特定JV(甲型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事	Ns又はN	●	a	かつ	b		c	・同種工事cは構成員①②のいずれかが有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事	Ns又はN		a	かつ	(b 又は 緩和b)		c	
9	特定JV(甲型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事	Ns又はN	●	a	かつ	b		c	・同種工事cは構成員①②③のいずれかが有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事	Ns又はN		a	かつ	(b 又は 緩和b)		c	
		③	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事	Ns又はN		a	かつ	(b 又は 緩和b)		c	

契約履行要件早見表

	単体 又は 特定JV	構成員	必要とする競争参加資格(1)		必要とする競争参加資格(2)		構成員毎に配置される主任技術者又は監理技術者が有する資格			構成員毎に配置される現場代理人、主任技術者又は監理技術者が有する施工経験			備考
			工事種別	等級	工事種別	等級	建設業法の許可業種			同種工事			
1	単体	①	橋梁補修工事	Ns	土工工事	Ns	鋼構造物工事業	又は	土工事業	a	かつ	b	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
2	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
		②	土工工事	Ns又はN			土工事業					b	
3	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 構成員①②のうち1者の技術者が同種工事a)を有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			
		③	土工工事	Ns又はN			土工事業					b	
4	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 ・構成員②③のうち1者の技術者が同種工事b)を有すれば良い。
		②	土工工事	Ns又はN			土工事業					b	
		③	土工工事	Ns又はN			土工事業					b	
5	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 ・構成員①②のうち1者の技術者が同種工事a)を有すれば良い。 ・構成員③④のうち1者の技術者が同種工事b)を有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			
		③	土工工事	Ns又はN			土工事業					b	
		④	土工工事	Ns又はN			土工事業					b	
6	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 ・構成員①②③のうち1者の技術者が同種工事a)を有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			
		③	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			
		④	土工工事	Ns又はN			土工事業					b	
7	特定JV(乙型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。 ・構成員①②③のうち1者の技術者が同種工事a)を有すれば良い。 ・構成員④⑤のうち1者の技術者が同種工事b)を有すれば良い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			
		③	橋梁補修工事	Ns又はN			鋼構造物工事業	又は	土工事業	a			
		④	土工工事	Ns又はN			土工事業					b	
		⑤	土工工事	Ns又はN			土工事業					b	
8	特定JV(甲型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN	土工工事	Ns又はN	鋼構造物工事業	又は	土工事業	a	かつ	b	・同一の工事、同一の技術者及び同一の構成員で有する必要は無い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	土工工事	Ns又はN	鋼構造物工事業	又は	土工事業	a	かつ	b	
9	特定JV(甲型)	①	橋梁補修工事	Ns又はN	土工工事	Ns又はN	鋼構造物工事業	又は	土工事業	a	かつ	b	・同一の工事、同一の技術者及び同一の構成員で有する必要は無い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	土工工事	Ns又はN	鋼構造物工事業	又は	土工事業	a	かつ	b	
		③	橋梁補修工事	Ns又はN	土工工事	Ns又はN	鋼構造物工事業	又は	土工事業	a	かつ	b	